

TANAGURA

令和7年度～令和16年度

第7次棚倉町振興計画

概要版

福島県 棚倉町



振興計画の策定にあたって

◇振興計画とは

振興計画とは、地方自治体（都道府県・市区町村）が、どのようなまちを目指すのか、そのためにどのようなことを行うのかをまとめた計画です。

地方自治体では、分野ごとにたくさんの計画を策定していますが、振興計画は、こうした計画のうち、一番上に位置する「最上位計画」であり、まちづくりの基本となる最も重要な計画です。

◇なぜ計画をつくるのか

本町では、平成26年度に、「第6次棚倉町振興計画」を策定し、将来像として掲げた『人を・心を・時をつなぐ たなぐらまち』を実現するための様々な取り組みを積極的に進めてきました。

しかし、近年、少子化による人口減少の急速な進行や、高齢化による社会構造の変化をはじめ、大規模災害への対応、さらにはデジタル化の急速な進展など、社会環境は大きく変化しており、これらに伴い、町民ニーズも大きく変化しています。

このような社会環境や町民ニーズの変化に的確に対応しつつ、より一層魅力と活力のある棚倉町をつくっていくため、町民のまちづくりの共通目標として、また、町行政の総合的な経営指針として、「第7次棚倉町振興計画」を策定します。

◇計画の構成と期間

計画の構成

基本構想

10年後に目指す将来像と、それを実現するための計画の体系や方針などを示したものです。

基本計画

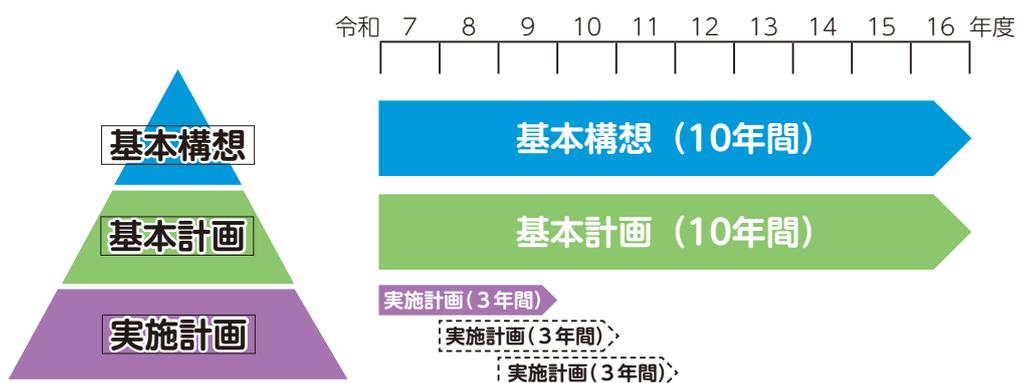
基本構想に基づき、各分野において取り組む主要な施策や数値目標などを示したものです。

実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事業や事業費などを示したもので、別途策定します。

計画期間は、3年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

計画の期間



棚倉町の将来像



◇まちづくりの基本原則

①『人と人とのつながり』の強化

人と人とのつながり、町民・町民団体・民間企業等と行政とのつながりを強め、多くの人々が、知恵と力を合わせ、支え合い、協働するまちづくりを進めます。

②『安全・安心』なまちづくり

町民一人ひとりの命と暮らしを大切にし、自然災害への備えの充実をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視したまちづくりを進めます。

③『産業振興・教育・幸福人口』を重点とした町の魅力の向上

本町ならではの地域資源やこれまでの取り組みを生かし、『産業振興・教育・幸福人口』を重点に、町の魅力や町への愛着・誇りを高めるまちづくりを進めます。

◇将来像

人と緑と歴史が結び合う幸住空間
躍動 たなぐら



計画の体系

	基本目標	施策項目
1	にぎわいと活力あふれるまち 【産業分野】	1-1 観光
		1-2 農業
		1-3 林業・森林保全
		1-4 商工業・企業誘致
		1-5 雇用環境対策
2	ともに生き ともにつくるまち 【協働・行財政分野】	2-1 町民参画・協働
		2-2 地域コミュニティ
		2-3 国内・国際交流
		2-4 多様性社会
		2-5 行財政運営
3	安全・安心で 環境にやさしいまち 【生活環境分野】	3-1 消防・防災
		3-2 交通安全・防犯・消費者対策
		3-3 環境保全
		3-4 ごみ処理
		3-5 上・下水道

	基本目標	施策項目
4	健やかで幸せに 暮らせるまち 【保健・医療・福祉分野】	4-1 保健・医療
		4-2 高齢者支援
		4-3 障がい者支援
		4-4 地域福祉
5	明日を拓く 人と文化を育むまち 【子育て・教育・文化分野】	5-1 子育て支援
		5-2 学校教育
		5-3 生涯学習
		5-4 文化芸術・文化財
		5-5 スポーツ
6	未来への基盤が 整ったまち 【都市基盤分野】	6-1 土地利用
		6-2 道路
		6-3 公園
		6-4 住宅・移住・定住
		6-5 生活交通
		6-6 デジタル化

基本目標ごとの方針と基本計画

1 にぎわいと活力あふれるまち【産業分野】

◇方針

観光客や棚倉ファンの増加、観光やファンから移住への展開を見据え、「棚倉町歴史的風致維持向上計画」（歴まち計画）などに基づく観光関連施設等の整備や全国に向けた町内地域資源のプロモーション活動を重点的に進めます。

また、本町の主要産業の一つである農業の維持と新たな展開に向け、担い手の育成をはじめ、多面的な農業振興施策を進めるとともに、森林の適正管理・環境整備を促進します。

さらに、商工業の振興に向け、歴まち計画等と連動した商店街の環境整備、商工業事業所の経営の継続・安定化の支援、起業・創業の支援、これまでの形にこだわらない多様な企業誘致に努めるほか、これらの産業振興施策と連動し、雇用に対する支援を進めます。

◇基本計画

1-1 観光

- 観光関連組織の運営支援
- 観光関連施設の整備
- 地域特性を生かした体験・滞在型観光の推進
- 観光案内機能の強化
- タウンプロモーションの推進



1-2 農業

- 担い手の確保及び育成支援
- 農業生産基盤の保全
- 農産物の生産性の向上・ブランド化、6次産業化の促進
- 環境にやさしい農業の促進
- 農産物等の消費の拡大



1-3 林業・森林保全

- 担い手の確保及び育成支援
- 計画的な森林整備・管理の促進
- 森林の保全と活用推進
- 地域産材の利用促進



1-4 商工業・企業誘致

- 商工業関連団体の運営支援
- 商工業経営の安定化・活性化の支援
- 商店街の街並み環境の整備
- 起業・創業及び事業承継の支援
- 企業誘致の推進
- 地元企業の人材確保の支援



1-5 雇用環境対策

- 就労に向けた支援
- 魅力ある職場づくりの促進

2 とともに生きともにつくるまち【協働・行財政分野】

◇方針

多様な主体の力を結集したまちづくりに向け、町民や町民団体、民間企業、高等教育機関等の積極的な参画・協働を促進していくとともに、支え合い助け合う地域づくり、地域住民自らによる地域課題の解決に向け、行政区の自主的な活動の活発化を促進します。

また、地域活性化や人材の育成を目指し、埼玉県川越市をはじめとする国内外の地域等との交流を推進するとともに、さまざまな価値観を共有する多様性社会を実現するための取り組みを進めます。

さらに、行財政運営の一層の効率化を進めるため、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めます。



◇基本計画

2-1 町民参画・協働

- 情報共有の充実
- 多様な分野における参画・協働の促進
- まちづくり団体との連携・支援



2-2 地域コミュニティ

- 自治意識の啓発
- 地域コミュニティ活動の活性化支援
- 集会施設の整備支援

2-3 国内・国際交流

- 国内交流の推進
- 国際交流の推進



2-4 多様性社会

- 人権尊重の環境づくりの推進
- 男女共同参画の環境づくりの推進
- 多様性社会の実現に向けた取り組み



2-5 行財政運営

- 行財政改革の推進
- ふるさと納税の有効活用
- 公共施設等の総合的な管理の推進
- 広域連携の推進

3 安全・安心で環境にやさしいまち【生活環境分野】

◇方針

災害や犯罪、事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、全国的に相次ぐ大規模災害から得た教訓を踏まえ、消防・救急体制、防災・減災体制の一層の強化を図るほか、高齢者の増加など近年の環境変化を踏まえた交通安全・防犯・消費者対策を進めます。

また、地球温暖化の深刻化に対応した脱炭素社会の実現、誰もが住みたくなる美しく快適な生活空間の創造に向け、総合的な環境・エネルギー対策やごみの減量化・資源化を進めるほか、安全でおいしい水の安定供給、下水道施設の適正管理と合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

◇基本計画

3-1 消防・防災

- 消防体制の充実
- 消防水利の整備
- 防災・減災体制の充実
- 地域における防災力の向上
- 治山・治水対策の推進



3-2 交通安全・防犯・消費者対策

- 町民の交通安全意識の啓発
- 交通安全施設の整備
- 町民の防犯意識の啓発
- 防犯施設の整備
- 消費者意識の啓発
- 消費生活相談・見守り体制の充実



3-3 環境保全

- 地球温暖化対策の推進
- 公害等環境問題への適正な対応
- 放射線対策の推進
- 生物多様性の保全
- 環境教育・学習の推進
- 墓地・斎場の適正管理
- 動物の愛護及び適正飼養等の促進

3-4 ごみ処理

- ごみの減量化・資源化の促進
- ごみ収集・処理体制の充実
- ごみの不法投棄対策の強化
- し尿収集・処理体制の維持・充実
- 食品ロス対策の推進



3-5 上・下水道

- 上水道施設の整備
- 下水道施設の適正管理の促進
- 上・下水道経営の効率化



4 健やかで幸せに暮らせるまち【保健・医療・福祉分野】

◇方針

町民一人ひとりが健康寿命を伸ばし、健やかで幸せに暮らすことができるよう、町民主体の健康づくり活動の促進を基本に、生活習慣病の発症と重症化予防等に向けたきめ細かな保健サービスを提供するとともに、広域的な連携等により、救急医療体制の維持や医師の確保に向けた取り組みを進め、地域医療体制の充実に努めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、介護・福祉サービスの充実や社会参加・生きがいづくりの促進、誰もが自分のこととして支え合い助け合う地域福祉の仕組みづくりを進めます。

◇基本計画

4-1 保健・医療

- 計画的な健康づくり施策の推進
- 地域医療体制の充実
- 国民健康保険制度の適正運営
- 後期高齢者医療制度の適正運営

4-2 高齢者支援

- 計画的な高齢者支援の推進
- 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進
- 高齢者福祉サービスの充実
- 介護予防サービス・介護サービス等の充実
- 認知症対策の推進
- 地域包括的支援事業の充実・推進



4-3 障がい者支援

- 計画的な障がい者支援の推進
- 障がい者理解への啓発
- 障がい者の生活支援の充実
- 障がい者の就労支援
- 障がい児保育・特別支援教育の充実

4-4 地域福祉

- サービスに関する情報提供体制の充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 地域福祉を担う多様な担い手の育成
- 分野を越えた横断的・総合的な取り組みの推進
- 権利擁護の推進、虐待防止と再犯防止
- バリアフリー化等の推進
- 自殺対策の推進
- 世代間つながりの推進

5 明日を拓く人と文化を育むまち【子育て・教育・文化分野】

◇方針

子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、出会いや結婚などに関する支援を行うとともに、子育て支援に関する拠点施設を設置し、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援を一層推進します。

また、子どもたちが生きる力を身につけ、明日を拓く人材として成長していくことができるよう、キャリア教育を柱とした教育内容の充実、学校の適正な配置をはじめ、学校教育環境の充実に努めます。

さらに、町民が生涯にわたって学び、その成果を生かすことができる学習環境の整備、町民主体の文化活動の促進、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用、スポーツの日常化に向けた取り組みを進めます。



◇基本計画

5-1 子育て支援

- 多様な子育て支援施策の推進
- 結婚支援の推進



5-2 学校教育

- 学校の適正配置と学校施設・設備の充実
- 教育内容の充実
- 地域や高校との連携強化
- 通園・通学の支援



5-3 生涯学習

- 学習機会の充実
- 青少年の健全育成
- 図書館の充実と読書活動の促進
- 社会教育団体等の育成支援

5-4 文化芸術・文化財

- 文化団体等の活動支援
- 文化芸術の充実
- 文化施設の充実
- 文化財の保存・活用
- 歴まち計画等に基づく棚倉城跡の保存・活用の推進



5-5 スポーツ

- 多様なスポーツ活動の普及促進
- スポーツ施設の充実
- スポーツ団体等の活動支援
- スポーツによる関係人口の拡大



6 未来への基盤が整ったまち【都市基盤分野】

◇方針

町全体の持続的発展に向け、自然環境・農業環境と都市環境との調和に配慮した計画的な土地利用を推進するとともに、町民の利便性の向上、町全体の発展可能性の拡大に向け、高規格道路や国・県道の整備要請、町道の整備を進めます。

また、子どもから大人までが遊ぶことができる公園の整備を検討していくほか、安全で快適な住宅・住環境の確保に向けた取り組みや、これらの住宅施策と連動した、空き家バンクや移住相談の充実、経済的支援の推進など、移住・定住を直接的に支援する施策を推進します。さらに、鉄道・バスの維持、タクシー・バス利用料金の助成など生活交通の確保に向けた取り組みを進めるほか、町民サービスの向上と地域活性化を目指し、行政や地域におけるデジタル化を進めます。

◇基本計画

6-1 土地利用

- 計画的な土地利用の促進
- 適正な土地利用への誘導
- 未利用地の有効活用



6-2 道路

- 高規格道路の整備促進
- 国・県道の整備促進
- 町道の整備
- 橋梁の長寿命化
- 棚倉城跡周辺等の道路整備



6-3 公園

- 公園の維持管理
- 新たな公園の整備

6-4 住宅、移住・定住

- 町営住宅の適正管理
- 民間住宅の住環境向上の支援
- 移住・定住に関する取り組みの強化

6-5 生活交通

- 公共交通の充実
- 高齢者・障がい者等の交通支援



6-6 デジタル化

- スマート役場の構築
- 行政の業務変革の推進
- 地域社会のデジタル化の促進



棚倉町町章



棚倉町の「た」の字を図案化したもので、町民に融和と団結を表し飛躍する町勢を象徴したものです。

棚倉町シンボルキャラクター
「たなちゃん」



あたまには、町の花「つつじ」を月桂冠に見立て、髪型は城下町らしくちょんまげ。スポーツをイメージするギリシヤのキトンを身にまとい、足元は「ぞうり」を履いて、元気一杯に躍進していく「たなぐらまち」を表現したものです。

町の木「松」



「松」は幸福を祝う木であり、町内全域にわたって繁茂し、高く大空に伸びる優美な姿は、町の発展を象徴するにふさわしい木です。

町の花「つつじ」



町内全域にわたり自生する「つつじ」は、身近に親しまれ、その花は集団の美を形成し、町の融和を象徴するにふさわしいものです。



LINE

第7次棚倉町振興計画 概要版

発行：令和7年3月 発行者：棚倉町 地域創生課
〒963-6192 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33
TEL：0247-33-2112 FAX：0247-33-3715
URL：<https://www.town.tanagura.fukushima.jp/>
